

埼玉県南西部地域保健医療協議会委員 様

埼玉県朝霞保健所長 湯尾 明

(公印省略)

埼玉県地域保健医療計画（第 8 次）「圏域別取組」の策定について（依頼）

地域保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では現在、令和 6 年 4 月を始期とする埼玉県地域保健医療計画（第 8 次）の策定を進めているところです。

同計画を地域の実情に応じて着実に推進していくためには、南西部保健医療圏に係る「圏域別取組」について、埼玉県南西部保健医療協議会にて協議の上で策定する必要があります。

そこで、別添南西部保健医療圏の「圏域別取組」（案）を協議会事務局で作成しましたので、各委員から御意見等をいただきたく存じます。

つきましては、別紙回答書により令和 6 年 2 月 2 2 日（木）までに電子メールで御回答くださるようお願いいたします（特に御意見等がない場合は回答不要です）。

なお、「圏域別取組」（案）のうち、「感染症対策の推進（仮）」については、追って御提示します。

令和 6 年 3 月 1 2 日には、御回答いただいた御意見等を踏まえた「圏域別取組」（修正案）を埼玉県南西部保健医療協議会にて協議していただく予定です。

協議会の開催については別途、御通知いたします。

《添付資料》

- ・埼玉県地域保健医療計画（第 8 次）「圏域別取組」策定指針
- ・埼玉県地域保健医療計画（第 8 次）南西部保健医療圏「圏域別取組」（案）
- ・埼玉県地域保健医療計画（第 7 次）南西部保健医療圏「圏域別取組」
- ・【参考資料】朝霞保健所管内第 8 次保健医療計画基礎資料

なお、「埼玉県地域保健医療計画（第 8 次）（案）」はデータ容量が大きいため、お手数をおかけしますが、以下の URL から御確認をお願いします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/243934/8thplan.pdf>

担 当 総務・地域保健推進担当 高野

電 話 048-461-0468

E-mail j6104682@pref.saitama.lg.jp

別添

南西部保健医療圏「圏域別取組」(案) について

令和6年1月
朝霞保健所

【項目案】

第8次地域保健医療計画における南西部保健医療圏の取組項目を次のとおり提案するものです。

第7次(現計画)

- ①小児救急医療及び周産期医療
- ②精神保健医療福祉対策
- ③健康危機管理体制の整備充実
- ④在宅医療の推進
- ⑤今後高齢化に伴い増加する疾患等対策
- ⑥ジェネリック医薬品の使用促進

第8次(新計画)

- 質が高く効率的な保健医療体制の推進・・・上記①を小児救急を含めて組換え
- 在宅医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・上記④を継続
- 生涯に渡る健康づくり対策・・・・・・・・・・上記⑤の取組名称を変更して継続
- 感染症対策の推進(仮)・・・・・・・・・・上記③のうち感染症対策を中心に組換え
追って案を御提示します。
- 精神保健医療福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・上記②を継続

【項目案提案の理由】

- 現計画の取組項目は、「小児救急医療及び周産期医療」、「精神保健医療福祉対策」、「健康危機管理体制の整備充実」、「在宅医療の推進」、「今後高齢化に伴い増加する疾患等対策」、「ジェネリック医薬品の使用促進」の6項目となっている。

これらの取組については、毎年度進捗状況を確認し、着実に取組を行っているが、昨今の状況を踏まえて、継続すべき取組は継続するとともに、適宜見直していく。

- 「圏域別取組」の設定に当たっては、埼玉県地域保健医療計画(第8次)に係る「圏域別取組」策定指針(令和5年11月9日保健医療部長決裁、以下「策定指針」という)により、地域の実情に応じて、以下に留意の上、概ね4項目以上の圏域別取組を選定する必要がある。

第8次計画に定める4つの基本理念のうち、以下(①、②、③)の3つについては、

それぞれの基本理念の実現に向け、各々1項目以上の取組を選定するものとする。

- ① ポストコロナにおける新興感染症発生・まん延時に向けた対策
- ② 安心と活気にあふれる高齢社会実現に向けた健康づくりの推進
- ③ 誰もが安心して自分らしい暮らしができる、多様な方々が共生する社会の構築

《策定指針により検討の対象としない事項》

県全域を総合的に検討すべき施策（例えば、三次保健医療圏（県全域）における医療提供体制の整備や保健医療圏の設定及び基準病床数など）については、原則として検討の対象としない。

- 事務局案としては、「策定指針」との関係を以下のとおり整理した。
 - 質が高く効率的な保健医療体制の推進・・・南西部圏域独自設定
 - 在宅医療の推進・・・・・・・・・・・・・・・・南西部圏域独自設定
 - 生涯に渡る健康づくり対策・・・・・・・・上記②で指定されている取組
 - 感染症対策の推進（仮）・・・・・・・・上記①で指定されている取組
 - 精神保健医療福祉対策・・・・・・・・上記③で指定されている取組
- 南西部保健医療圏は現状では県平均に比べれば高齢化率は低いものの、今後も引き続き高齢化が進むことが見込まれており、医療や介護ニーズはますます増加することが懸念されている。
- 限られた医療資源を効率的に提供し、かつ質の高い医療を提供するためには、医療機関の入院・外来機能の役割分担をこれまで以上に明確にしていく必要がある。
- また、医療機関の入院・外来機能だけでなく、在宅医療との連携強化も引き続き必要である。
- さらに、住民ができる限り医療の提供を受けることなく、自分らしく自立した生活を可能な限り送れるようにするためには、生涯に渡った健康づくり対策が引き続き必要である。
- また、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、新たな感染症にも対応できる感染症対策が必要である。
- 加えて、複雑多様化した時代の中で様々な心の健康問題を抱える人が増加するとともに、高齢化により認知症患者が増えていることから、引き続き精神保健医療福祉対策は必要である。
- なお、7次計画では「ジェネリック医薬品の使用促進」を進めてきたが、昨今の医薬品の提供体制が非常に困難な状況にあることから、県全体として医薬品業界に改善を求めていく取組とし、圏域としての取組には含めない。